

4 障害者福祉関係

1) 福祉給付

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある児童の福祉の向上に役立てるため、その児童を監護する父若しくは母又は父母以外の者が養育するときに支給する。	国特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S39. 9. 1	1 市内に住所がある者が身体又は精神に重度もしくは中度の障害がある 20歳未満の児童を監護しているとき 2 障害を理由とする公的年金と併給できない 3 施設入所児は除く 4 所得制限あり
障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅の障害児にその障害によって生ずる経済的負担の軽減の一助として支給する。	国特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S39. 9. 1	1 市内に住所がある20歳未満の児童が精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とするとき 2 施設入所児は除く 3 所得制限あり
特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする在宅の障害者にその障害によって生ずる経済的負担の軽減の一助として支給する。	国特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S39. 9. 1	1 市内に住所がある20歳以上の者が精神又は身体に著しく重度の障害が重複している（または同程度の障害を有している）ため、日常生活において常時特別の介護を必要とするとき 2 施設入所者は除く 3 3か月以上継続して入院していないこと 4 所得制限あり

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支 給 額 月額 （1級） 56,800円 （2級） 37,830円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 年3回 4月・8月・11月	1 申請先 障害福祉課 又は篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 認定請求書 (2) 戸籍謄本（外国籍の方は在留カード） (3) 所定の診断書 (4) 日常生活の状況について（精神障害・知的障害および内部障害の場合） (5) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 (6) 振込先口座申出書（公金受取口座を利用する場合は省略可） (7) 請求者名義の預金通帳（公金受取口座を利用する場合は省略可） (8) 保護者（受給者）が対象児童と別居している場合は、別居監護申立書 (9) 個人番号、身元確認書類 (10) その他必要書類	
1 支 給 額 月額 16,100円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 年4回 5月・8月・11月・2月	1 申請先 障害福祉課 又は篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1)、(3)、(5)、(9)、(10)は同上 (11) 本人名義の預金通帳（公金受取口座を利用する場合は省略可） (12) 所得状況届	
1 支 給 額 月額 29,590円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 年4回 5月・8月・11月・2月	1 申請先 障害福祉課 又は篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1)、(3)、(5)、(9)～(12)は同上 (13) 年金証書 (14) 年金受給額のわかるもの （1月～6月申請は前々年の、7月～12月申請は、前年の年金受給額）	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
障害者扶養共済	障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障害となった場合に、障害者に年金を支給する。	県心身障害者扶養共済制度条例 S 51. 4. 1	1 保護者の加入要件 (1) 市内に住所を有すること (2) 4 月 1 日現在の年齢が65歳未満であること (3) 特別な疾病又は障害がないこと 2 障害者の加入要件 療育手帳 A ₁ ～ B ₂ 、身障手帳 1 ～ 3 級、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級程度の永続的障害を有すること
重度心身障害児福祉年金	障害児の保護者に対し支給し、もって福祉の増進を図るため年金を支給する。	市重度心身障害児福祉年金条例 S 58. 3. 30	1 20歳未満の市内に居住している障害児の保護者で、市内に 6 か月以上居住している者 (1) 第 1 種 身障手帳 1 ～ 3 級、療育手帳 A、又は特別児童扶養手当 1 級認定者（第 3 種に該当する場合を除く） (2) 第 2 種 身障手帳 4 級、療育手帳 B、又は特別児童扶養手当 2 級認定者（第 3 種に該当する場合を除く） (3) 第 3 種 障害児福祉手当受給者 2 施設入所児は除く 3 基準日 7 月 1 日又は 1 月 1 日
在宅福祉介護料	重度の障害者の介護者に対し、その労に報い併せて家族の福祉増進を図るため介護料を支給する。	市在宅福祉介護料支給条例 S 59. 3. 30	1 市内に 1 年以上居住する20歳以上の在宅障害者を基準日以前 1 年間に居宅において通算して 6 か月以上介護している者 (1) 第 1 種障害者 身体障害、精神障害又は知的障害のある者のうち、障害者総合支援法に規定する障害支援区分 5 もしくは区分 6 又は介護保険法に規定する要介護 4 もしくは要介護 5 の状態に該当する者（第 3 種、第 4 種に該当する場合を除く） (2) 第 2 種障害者 身体障害、精神障害又は知的障害のある者のうち、障害者総合支援法に規定する障害支援区分 4 又は、介護保険法に規定する要介護 3 の状態に該当する者（第 3 種、第 4 種に該当する場合を除く） (3) 第 3 種障害者 特別障害者手当受給者 (4) 第 4 種障害者 福祉手当受給者 2 基準日 7 月 1 日又は 1 月 1 日

給付内容	申請手続	備考																				
1 障害者を扶養する保護者が死亡又は重度の障害となった場合 一口加入の場合 月額20,000円の年金を支給 二口加入の場合 月額40,000円の年金を支給 2 保護者（加入者）の生存中に障害者が死亡した場合 加入期間に応じて弔慰金を支給 3 支給方法 口座振替	1 申請先 障害福祉課 又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 加入申込書 (2) 印鑑 (3) 加入者と障害者の住民票 (4) 障害の程度を証明する書類 (5) 加入申込者の健康状態の告知書 (6) 年金管理者指定届書（指定が必要な方のみ） (7) 税務情報の閲覧に関する同意書	掛金援護金支給割合 <table><tr><td></td><td>県</td><td>市</td><td>本人</td></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>10/10</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>市民税非課税世帯</td><td>5/10</td><td>5/10</td><td>0</td></tr><tr><td>市民税均等割のみ世帯</td><td>3/10</td><td>3/10</td><td>4/10</td></tr><tr><td>2人以上の障害者加入</td><td>3/10</td><td>2/10</td><td>5/10</td></tr></table>		県	市	本人	生活保護世帯	10/10	0	0	市民税非課税世帯	5/10	5/10	0	市民税均等割のみ世帯	3/10	3/10	4/10	2人以上の障害者加入	3/10	2/10	5/10
	県	市	本人																			
生活保護世帯	10/10	0	0																			
市民税非課税世帯	5/10	5/10	0																			
市民税均等割のみ世帯	3/10	3/10	4/10																			
2人以上の障害者加入	3/10	2/10	5/10																			
1 支給金額 (1) 第1種障害児 年額135,000円 (2) 第2種障害児 年額 99,000円 (3) 第3種障害児 年額 33,000円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 9月又は3月 但し、9月に受給した者は3月に重ねて給付しない	1 申請先 障害福祉課 又は篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 重度心身障害児福祉年金受給資格認定申請書 (2) 身体障害者手帳又は療育手帳 (3) 保護者名義の預金通帳																					
1 支給金額 (1) 第1種障害者 年額 35,000円 (2) 第2種障害者 年額 25,000円 (3) 第3種障害者 年額 11,000円 (4) 第4種障害者 年額 9,000円 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 9月又は3月 但し、9月に受給した者は3月に重ねて給付しない	1 申請先 障害福祉課 又は各支所 2 必要書類等 (1) 在宅福祉介護料受給資格認定申請書 (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 (3) 介護者名義の預金通帳	次の場合は支給対象者から除く ① 基準日の前日までに介護者又は障害者が死亡又は市外へ転出した場合 ② 基準日の前日以前から障害者が福祉施設に入所中となっている場合（短期入所は除きます）																				

2) 障害児者福祉対策

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
身体障害者手帳交付事業	身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって障害者の生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図る。	身体障害者福祉法第4条 S 24. 12. 26	1 身体障害者障害程度等級表に掲げる身体上の障害がある者 2 15歳未満のものについては、保護者が申請する
療育手帳	知的障害者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を取得したことにより様々な福祉施策を受けやすくすることを目的とする。	療育手帳交付要綱(県) S 50. 4. 3	児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された者
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。	精神保健福祉法第45条	1 障害等級判定基準に掲げる精神疾患、能力障害を有すること 2 初診から6か月以上経過していること

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
身体障害者手帳 総合等級1～6級	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は各支所 2 必要書類 (1) 身体障害者診断書・意見書 (2) 身体障害者手帳交付(再交付)申請書 (3) 証明写真(たて4cm×よこ3cm) (4) 個人番号、身元確認書類	・7級の単独の障害は手帳は交付されない
療育手帳 A 1 (障害児福祉手当該当程度)、A 1、A 2、B 1、B 2	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 交付申請書 (2) 証明写真(たて4cm×よこ3cm) (3) 個人番号、身元確認書類 ※2歳未満や18歳以上の方の新規申請には、別途必要な書類等がありますのでお問い合わせください。	
精神障害者保健福祉手帳 1～3級	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 申請書 (2) 添付書類(次のアまたは、イ、ウのいずれか) ア 医師の診断書 イ 障害者年金関係書類と同意書 年金証書の写し 裁定通知書の写し 直近振込み通知書の写し ウ 特別障害給付金受給資格者証等の写し (3) 証明写真(たて4cm×よこ3cm) (4) 個人番号、身元確認書類	・有効期限2年 ・3か月前から更新申請可能

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
自立支援医療給付事業（更生医療）	障害者等の心身障害の軽減を図り、自立した生活を営むため必要な医療を給付するもの。	障害者総合支援法第52条	給付の判定：県立総合リハビリテーションセンター内長野県更生相談所
自立支援医療給付事業（精神通院）	障害者等の心身障害の軽減を図り、自立した生活を営むため必要な医療を給付するもの。	障害者総合支援法第52条	通院による精神障害の医療を受ける者
在宅障害者等タイムケア事業	在宅障害者等の介護者が疾病その他の理由により、介護ができない場合や、介護者の介護軽減及び在宅障害者等の日常生活の継続的な支援を図るため、事前に登録してある介護者に介護サービスを依頼するもの。	障害者総合支援法第77条 市在宅障害者タイムケア事業実施要綱 H17.10.18	市内に住所を有する満18歳以上の在宅障害者等（障害児自立サポート事業対象者を除く。）及び居住地特例適用者（障害福祉サービス等の支給決定を本市において受けている者。）で、次のいずれかに該当する者 (1) 身体体障害者手帳の障害程度が1級、2級のものの (2) 療育手帳の交付を受けているものの (3) 精神障害者福祉手帳の交付を受けているものの (4) その他市長が特に認める者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 医療給付 ペースメーカー、人工透析医療他 2 世帯の課税状況により自己負担上限額が設定	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書 (2) 自立支援医療費（更生医療）意見書 (3) 身体障害者手帳 (4) 健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル画面（氏名、生年月日、保険証情報）を印刷した書類のいずれか (5) 障害年金を受給している方は、年間の金額の分かる資料 (6) 個人番号、身元確認書類	
1 精神通院医療費の9／10を健康保険と公費で給付する。 2 1／10の本人負担分については所得と病名により自己負担上限額が設定	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 自立支援医療費（精神通院）支給認定の申請書 (2) 診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）…2年毎提出 (3) 保険証資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル画面（氏名、生年月日、保険証情報）を印刷した書類のいずれか (4) 障害年金等の証書または振込通知書（障害年金等の受給者のみ） (5) 個人番号及び税情報の閲覧及び提供に関する同意書 (6) 個人番号、身元確認書類	・1年毎の更新 ・一定所得以上の世帯は対象外（健康保険3割自己負担となる）であるが疾病が重度かつ継続の範囲であれば対象となる。 ・3か月前から更新申請可能
1 年間300時間以内（ただし、1日に8時間を超えないこと） 2 利用負担 利用者または配偶者が市民税課税者の場合はタイムケア費（基準単価）の10％	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 利用申請書	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
障害児自立サポート事業	在宅の障害児の生活の自立を支援、及びその保護者の介護に係る負担軽減を図るため、事前に登録してある支援者に支援サービスを依頼するもの。	障害者総合支援法第77条 長野市障害児自立サポート事業実施要綱 H18.10. 1	市内に住所を有する児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者を含む。）で、次のいずれかに該当する者 (1) 特別支援学級又は特別支援学校へ通学する児童 (2) 身体障害者手帳の障害の程度が1級、2級の児童 (3) 療育手帳の交付を受けている児童 (4) 精神障害者福祉手帳の交付を受けている児童 (5) その他市長が特に認めた児童
長野市移動支援サービス事業	在宅の障害者が社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出の際、従業者を派遣し、必要な移動の介助や外出に伴って必要となる介護を行うもの。	障害者総合支援法第77条 長野市移動支援サービス事業実施要綱 H18.10. 1	市内に居住する小学生以上の者及び居住地特例適用者であって、次のいずれかに該当する者。 (1) 視覚障害の程度が1級若しくは2級に該当する者 (2) 肢体障害（両上肢及び両下肢又は体幹）の程度が1級若しくは2級に該当する者（ただし、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (3) 療育手帳の交付を受けている者（ただし、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (4) 精神障害者手帳の交付を受けている者（ただし、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。） (5) 政令で定める難病患者等で(2)に準ずる者 (6) その他市長が特に認める障害者
コミュニケーション支援事業	聴覚障害者等が日常生活または社会生活上必要な用務を行う際に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図る。	コミュニケーション支援事業実施要綱 H18.10. 1	① 手話通訳…市内に在住する聴覚、音声機能または言語機能に障害がある人 ② 要約筆記…市内に在住する聴覚に障害がある人 ※いずれも、身体障害者手帳の交付を受けていることが必要です。
地域活動支援センター（Ⅲ型）	在宅の障害者に日中の活動の場を提供し、相談や交流等を行い、障害者の社会参加の促進を図るもの。	障害者総合支援法第77条 長野市地域活動支援センター事業実施要綱 H18.10. 1	

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 利用形態 (1) 放課後休日サポート 1ポイント／1時間 (2) いつでもサポート 1.5ポイント／1時間 2 年間の利用ポイントは500ポイント以内（乳幼児は300ポイント以内） 3 利用者負担 市民税課税世帯の利用者は、自立サポート費（基準単価）の10%	1 申請先 障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室又は豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 利用申請書	
1 利用形態 (1) 個別支援型（障害者1人に対して従業者1人又は2人により移動支援サービスを行うことをいう。） (2) 複数支援型（障害者複数人に対して従業者が1人又は複数人により移動支援サービスを行うことをいう。障害者と従業者の比率は2対1、3対2又は3対1のいずれかの比率とする。） 2 利用者負担 18歳未満 市民税課税世帯はサービス費の10% 18歳以上 利用者または配偶者が市民税課税者の場合はサービス費の10%	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 長野市移動支援サービス費支給申請書	交通手段を提供するサービスではありません。主な利用目的、利用時間等の決定が必要となりますので、事前にご相談ください。
派遣する用務内容については次のとおり ア 健康管理に関すること イ 教育に関すること ウ 職業に関すること エ 福祉活動に関すること オ その他必要と認めること	申請先 長野市聴覚障害者センター（デフネットながの） 大字鶴賀276-10 市障害者福祉センター内 TEL 229-5557 FAX 229-5558	
創作的活動・生産活動の機会の提供等	各事業所	P179～ 施設一覧参照

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
相談支援事業	障害者および保護者等からの相談に応じ、また必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。	長野市相談支援事業実施要領 H19. 6. 1	
障害者自立生活訓練事業	障害者がグループホーム等での生活にスムーズに移行できるよう必要な訓練を行う。	市障害者自立生活訓練事業実施要綱 H16. 9.22	市内に在住する障害者のうち、現年度または翌年度にグループホーム等での生活を予定している者（障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給決定を受けることが可能な場合を除く）
通園奨励費支給事業	施設に通園している障害児（者）に対し、交通費の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。	市心身障害者通園奨励費支給要綱 S62. 4. 1	市内に居住する障害児（者）で、次の施設に通園している者又は保護者（(1)(2)は当該年度の市民税非課税世帯に属する者に限る） (1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス（休校日の通園のみ） (3) 生活介護 (4) 就労移行支援 (5) 就労継続支援 (6) 地域活動支援センターⅢ型
在宅障害者等訪問入浴サービス事業	重度障害者に対し、訪問入浴サービスを実施し福祉の向上を図る。 （介護保険対象者を除く。）	障害者総合支援法第77条 市訪問入浴サービス事業実施要綱 H18.10. 1	日常生活において常時介護を必要とし、自力で入浴することが困難な重度の障害者、重度の難病患者等で、実地調査に基づく審査で認められた者
重度障害者福祉理美容助成事業	理容店又は美容店に行けない重度障害者に訪問理容費、美容費を助成し福祉の向上を図る。	市訪問理容・美容サービス事業実施要綱 H14. 4. 1	市内に在住する在宅の身障手帳 1 級程度の障害者で常に寝たきりの状態の者、又は外出困難な者
心身障害者相談員設置事業	各担当相談員をおき、障害者の日常生活等における相談を受け、助言、指導に当たり福祉の増進を図る。	市心身障害者相談員設置事業実施要綱 市 S51.6.1	障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ必要な指導助言を行う

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
(1) 障害者相談支援事業 (2) 相談支援機能強化事業 (3) 成年後見制度利用支援事業		
訓練にかかる経費の一部を助成	申請先 障害福祉課	
1 支給額 通園方法により算出 交通機関使用者 月5,000円以内 自家用車使用者 月2,000円以内 バイク使用者 月500円以内 2 支給方法 口座振替 3 申請時期 3月	1 申請先 障害福祉課 2 申請方法 通園施設を通じて申請 3 必要書類等 (1) 心身障害者通園奨励費申請書 (2) 税務情報の閲覧に関する同意書（児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している場合のみ） (3) 申請者名義の預金通帳	
1 サービス内容 移動入浴車を利用して行う入浴介助（週1回または2回） 2 利用者負担 18歳未満 市民税課税世帯は、訪問入浴費の10% 18歳以上 利用者または配偶者が市民税課税者の場合は、訪問入浴費の10%	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 入浴サービス申請書 (2) 医師の診断書	利用者の身体状況、住宅環境等の確認をしますので、事前にご相談ください。
1 訪問理美容は、年6回限度 2 実施方法 福祉理美容サービス券の交付を受けたら直接理容店又は美容店に申し込む 3 本人負担額 1,500円（1回につき）	1 申請先 障害福祉課 又は各支所 2 必要書類 (1) 申請書 (2) 身体障害者手帳	
市 身体障害者相談員 31人 知的障害者相談員 13人 精神障害者相談員 2人 計 46人	問い合わせ先 障害福祉課	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
日常生活用具給付事業	在宅の重度身体障害児者、重度知的障害児者及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付し、福祉の増進を図る。	市日常生活用具給付事業実施要綱 H18. 10. 1	1 市内に住所がある身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び政令で定める難病患者等のうち在宅の者 ※給付品目ごとに給付対象となる障害の部位、障害の程度等の規定あり ※介護保険の福祉用具と重複する品目については介護保険給付が優先される ※一定所得以上（本人又は世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者納税額が46万円以上）は給付対象外
補装具費支給事業	身体障害児者に対し、失われた身体機能を補完又は代替する用具について、日常生活の能率向上や独立自活を助長すること等を目的に、補装具費を支給する。	障害者総合支援法第76条	1 市内に住所がある身体障害者手帳の交付を受けている者及び政令に定める難病患者等 2 補装具の種目や内容により、県立総合リハビリテーションセンター更生相談室による判定が必要 ※治療用の装具、労災は除く ※一定所得以上（本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上）は支給対象外 ※介護保険の福祉用具と重複する品目については介護保険給付が優先
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽度・中等度難聴児の日常生活への適応及び言語の習得を促進するため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成する。	市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱	1 市内に住所がある18歳未満の者 2 聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象にならない者 3 専門医により補聴器等の装用が必要であると診断された者 ※一定所得以上（本人の市民税所得割額が46万円以上）は支給対象外
障害児感覚機能訓練事業	障害児通所支援事業を利用する障害児の心身機能の発達を図る。	市障害児感覚機能訓練事業補助金交付要綱 H27. 4. 1	児童発達支援センターが実施する障害児感覚機能訓練事業の場合

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
給付品目 視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用時計・点字タイプライター・視覚障害者用読書器・点字図書・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用屋内信号装置・聴覚障害者用情報受信装置・特殊寝台・特殊マット・移動用リフト・入浴補助用具・居宅生活動作補助用具（住宅改修）・携帯用会話補助装置・透析液加温器・人工咽頭・人工鼻・電気式たん吸引器・ネブライザー・パルスオキシメーター・ストーマ装具・紙オムツ等 ※基準額内までは一割負担。ただし、本人又は世帯の所得判定対象者の所得に応じて、月額負担上限額が適用される。（市民税課税は37,200円、非課税は0円）	1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 申請時期 用具を購入する前 3 必要書類 (1) 申請書 ※給付品目によっては医師の意見書を必要とする。 (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか (3) 給付を受けようとする用具の見積書及びカタログ（コピー可） ※給付品目ごとに対象要件が異なるので申請前に問い合わせください。	給付品目ごとに耐用年数、基準額の規定あり
補装具の種目 義肢・装具・（電動）車いす・補聴器・白杖・歩行補助つえ（一本杖を除く）・歩行器・重度障害者用意思伝達装置等の購入、修理。（一部については借受け制度有り） ※基準額内までは一割負担。ただし、本人又は世帯の所得判定対象者の所得に応じて、月額負担上限額が適用される。（市民税課税は37,200円、非課税は0円）	1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 申請書 (2) 見積書 (3) 身体障害者手帳 ※購入・修理や児・者の区分、種目の違いにより、次の書類等が必要になります。 ・医師意見書 ・処方箋 ・付属品等に関する理由書 ・カタログ（コピー可）など内容の分かるもの	要事前相談
購入又は修理に要する費用と基準額のいずれか低い額の3分の2（1,000円未満切捨て）	1 申請先 障害福祉課 2 必要書類 (1) 申請書 (2) 社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医による意見書 (3) 意見書の処方に基づく見積書 (4) 補聴援助システム（送受信機）については学校の担任等の意見書	要事前相談
障害児感覚機能訓練事業に要する専門家の招へいに係る費用の一部を補助する。	事業所からの申請	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
リフト付バス運行事業	一般の交通機関を利用することが困難な身体障害者の生活圏を広げその福祉の増進を図る。	市リフト付バス利用要領 R7. 4. 1	1 市内に住所を有する、車いすを使用しなければ移動が困難な身体障害者を構成員に含む団体又はグループが利用する場合で、身体障害者手帳の交付を受けており、その程度が下肢又は体幹の機能障害3級以上の車いす使用者が2名以上いる場合。 2 利用料 無料 但し、有料道路及び有料駐車場料金は利用者負担
障害者タクシー利用券交付事業	タクシー利用券を交付し社会参加及び病院への通院等による健康管理を促進するとともに福祉の増進を図る。	市重度身体障害者タクシー利用事業実施要綱 S53. 7. 1	市内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、障害の程度が以下に該当する者 1 上肢障害1級 2 下肢または体幹障害1・2級 3 視覚障害1・2級 4 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸1級 5 ヒト免疫不全または肝臓障害1・2級 6 上肢障害2級かつ下肢障害3級、上肢障害2級かつ体幹障害3級
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害者の社会参加及び介護者の負担軽減に資するための事業。当該身体障害者が所有し運転する自動車の運転装置等を改造するに要する経費又は、特別障害者手当もしくは障害児福祉手当を受給している障害者及びその同一生計介護者が所有し介護者が運転する車両で介護装置を装備し、改造するに要する経費に対して補助金を交付する。	市身体障害者用自動車改造事業補助金交付要綱 H3. 10. 18	1 市内に住所を有し、自らが所有し運転する自動車の運転装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる身体障害者。(所得制限あり) 2 長野市内に住所を有し、自らもしくはその同一生計の介護者が所有し介護者が運転する自動車に、介護装置を装備し改造することにより本人の社会参加又は介護者の負担軽減が見込まれる者で、特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している者。
補助犬助成事業	県より補助犬の給付のあった者に対し訓練交通費及び飼育費の助成を行う。	市身体障害者補助犬援護金支給要綱 S56. 4. 1	県から補助犬の給付が対象になった者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
バスの運行範囲は原則的に県内(100km圏内) 利用時間 午前8時30分から午後5時	問い合わせ先、申込先 障害福祉課	利用を希望する場合はお問い合わせください（あらかじめ団体登録が必要） 乗車人員 車いす4名、その他7名
1 1回当たり600円（時間制福祉タクシーは700円）のタクシー利用券を年間36枚交付 2 利用タクシー (1) 一般タクシー (2) 時間制福祉タクシー（寝台・リフト付き・スロープ付きで時間制運賃）	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 障害者タクシー利用券支給申請書 (2) 身体障害者手帳	一般タクシーは乗車1回につき2枚まで、時間制福祉タクシーは4枚まで使用可 手帳提示による1割引きとの併用可（一部会社は割引不可）
1 本人運転装置の改造 補助率10分の9以内 2 介護装置の改造 補助率10分の10以内 ※いずれも補助限度額10万円	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 運転免許証またはマイナ免許証（注1） (3) 申請書 (4) 改造費の見積書 (5) 自動車検査証 （新規購入の場合は購入後） (6) 税務情報の閲覧に関する同意書 (7) 申請者名義の預金通帳 注1）マイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリで読み取りの上、顔写真が表示される免許証の両面（スクリーンショットまたは印刷でも可）を提示	福祉車両の新規購入後または改造後の申請は対象になりません。
1 訓練交通費 2 飼育費 月額3,000円	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 (1) 補助犬訓練交通費及び飼育費援護金支給申請書 (2) 本人名義の預金通帳 (3) 身体障害者手帳	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
運転免許取得費助成事業	運転免許を取得することにより社会参加並びに自立更正の促進を図る。	市身体障害者自動車運転免許取得費助成要綱 R2. 4. 1	1 適性検査に合格した者。 2 市内に住所を有する者 3 前年の所得税額が75,000円以下の世帯に属する者 4 音声、言語、そしゃく、上下肢、体幹機能障害（肢体不自由者の場合は要補助手段の者に限る）で身体障害者手帳所持者又は聴覚、平衡機能障害4級以上の者
身体障害者住宅整備補助事業	身体障害者の在宅での生活を継続するために必要な住宅の改修費用を補助し、在宅生活の支援を行い福祉の増進を図る。	市身体障害者住宅整備事業補助金交付要綱 S44.12. 1	1 市内に在住する身体障害者で、上肢、下肢、体幹、視覚のいずれかの障害があり、障害の程度が1～3級の者。 ※介護保険適用者は対象外 ※障害が重複している場合は、個々の障害の程度（級）により判断 2 前年の所得税額の合計が7万5千円以下の世帯
緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害者等の自宅に緊急通報装置を設置し急病や災害時に迅速かつ適切な対応をし福祉の増進を図る。	長野市ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者緊急通報装置設置事業実施要綱 H元.12. 4	1 ひとり暮らしの重度身体障害者（1級または2級の者） 2 家族の就労等により、日中ひとりで在宅となる、重度身体障害者のうち下記の者 (1) 視覚障害1級 (2) 下肢または体幹の機能障害1級 (3) 心臓、じん臓または呼吸器の機能障害1級または2級
緊急通報FAX	聴覚、音声、言語障害等により、音声による119番通報が困難な方がいる世帯を消防局に登録し、緊急時に備える。		長野市在住の音声による119番通報が困難な者
NET119緊急通報システム	聴覚・音声・言語機能障害等により、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンや携帯電話などを使用して、簡単な画面操作で消防へ緊急通報できるサービス。		音声による119番通報が困難な方で、長野市消防局の管轄地域に居住または通学・通勤している者。 (障害者手帳保持などの条件なし)
防災・避難情報FAX（Biz FAX）	音声による防災・避難情報の取得が困難な聴覚障害者へ、市の総合防災情報システムと連動して情報を伝えるためのFAXサービス。		1 長野市在住の聴覚障害者（身体障害者手帳所持者） 2 携帯電話やスマートフォン等による防災・避難情報を受信することができない者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
補助金 1件100,000円以内	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 予備適性検査結果通知書 (3) 申請書 (4) 税務情報の閲覧に関する同意書	免許取得後の申請は対象になりません
1 整備内容（補助対象） 既存住宅の浴槽、便所、玄関、階段、台所、洗面所等を改善するもの 2 補助金額 対象費用の10分の9以内 補助基準限度額 700,000円	1 申請先 障害福祉課 2 必要書類等 (1) 申請書 (2) 事業計画書 (3) 工事見積書 (4) 平面図 (5) 工事前の写真	新築、住宅の全面改築・水洗化工事は除く
緊急通報装置・携帯用通報端末機・安否確認用人感センサー・煙式火災報知器の貸与	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類 (1) 申請書 (民生委員の確認欄あり) (2) 身体障害者手帳	
	申請先 障害福祉課	・FAXがある方 ・日常生活用具でFAX給付あり（聴覚障害者のみ）
	申請先 障害福祉課、通信指令課 利用には事前登録が必要なため、携帯電話やスマートフォンをお持ちください。	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
封筒点字化事業	重度視覚障害者が長野市から送付された封筒であること、または担当所属名や文書の内容が分かるよう発送封筒に点字表示を行い福祉に寄与するもの	市封筒点字化事業実施要領 (H2. 6. 1)	
人工透析患者通院費助成	じん臓機能に障害を有する方が、人工透析を受けるために医療機関へ通院している交通費に対し、経済的負担を軽減することを目的に通院に要する交通費の一部を助成。	長野市人工透析患者通院交通費助成事業実施要綱 (R5. 7. 1)	1 じん臓機能障害で身体障害者手帳所持者 2 血液透析のため通院し、かつ通院先の医療機関から送迎サービスを受けていない者（※1） 3 本人及びその配偶者の前年の所得が、市町村民税非課税であること 4 自宅から通院先医療機関までの距離が2 km以上であること 5 生活保護を受けていない者 6 住所地特例の適用を受けていない者 ※1 基本、送迎サービスを受けているが、お盆や年末年始等に自家用車またはタクシーを利用する場合は対象になりません。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
		① 定型の封筒に「ナガノシ」と表示 ② 担当所属名・封筒の内容表示
1 本人または同一世帯の家族が運転する自動車に通院する場合の自動車燃料代で年間1万円を限度に助成 2 1回あたり600円（時間制福祉タクシーは700円）のタクシー利用券を年間18枚交付。	1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 特定疾病療養受領証 (3) 通院先の診察券 (4) 申請者名義の預金通帳（燃料代を希望する方のみ）	タクシー券の利用方法については、「障害者タクシー利用券交付事業」（P70）と同じ。

3) 障害福祉サービス

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
介	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、 食事などの介護や調理、洗 濯、掃除などの家事を行う。	障害者総合 支援法第5 条、第19条、 第28条	・障害支援区分1以上 ・通院等介助（身体介助を伴う）に ついては、障害支援区分2以上等
	重度訪問介護	重度の障害者で、常時介 護を必要とする者に対し、 自宅で、入浴、排せつ、食 事などの介護、外出時にお ける移動支援等を総合的に 行う。		・障害支援区分4以上で二肢以上に 麻痺あり、「歩行」、「移乗」、「排尿」、 「排便」のいずれも「支援が不要」 以外で認定されている者 ・障害支援区分4以上で行動関連項 目10点以上
	行動援護	知的、精神障害により行 動が困難な者に、危険を回 避するために必要な援護や 外出時の介護を行う。		・障害支援区分3以上で行動関連項 目10点以上
	同行援護	移動が困難な視覚障害者 に対し、外出時に必要な援 助を行う。		・同行援護アセスメント調査により 対象となる者
護	重度障害者等 包括支援	意思疎通が困難で常時介 護を要する者に、複数の サービスを包括的に行う。		・障害支援区分6に該当し、意思疎 通に著しい困難を有する者のう ち、行動関連項目10点以上、若し くは寝たきり等で重度の障害があ る者
	短期入所 (ショートステイ)	介護者等の疾病その他の 理由により、短期間施設に 入所し、入浴、排せつ及び 食事等の介護、その他必要 な支援を行う。		・障害支援区分1以上
給	療養介護	常時医療と介護を必要と する者に、医療機関で機能 訓練、療養上の管理、看護、 介護および日常生活の世話 を行う。		・障害支援区分6のALS患者等、 気管切開を伴い人工呼吸器を使用 している者 ・障害支援区分5以上で次のア～エ のいずれかに該当 ア 重症心身障害者又は筋ジスト ロフィー患者 イ 医療的ケアスコア16点以上 ウ 行動関連項目10点以上で医療 的ケアスコア8点以上 エ 遷延性意識障害者で医療的ケ アスコア8点以上
	生活介護	常に介護を必要とする者 に、日中、施設において、 入浴、排せつ、食事などの 介護を行うとともに、創作 的活動または生産活動の機 会を提供する。		・障害支援区分3以上 (施設入所の場合は障害支援区分4 以上) ・50歳以上は障害支援区分2以上 (施設入所の場合は障害支援区分3 以上)

給付内容	申請手続	備考
1 身体介護 2 家事援助 3 通院等介助 4 通院等乗降介助	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 健康保険証、資格情報のお知 らせ、資格確認書（写）のい ずれか (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護 利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者の み ※3 (5)は難病等患者のみ	
1 身体介護 2 家事援助 3 移動介護		
1 外出支援 2 身体介護		
1 外出支援 2 身体介護		
1 短期入所サービス 2 日常生活支援 3 入浴サービス 4 給食サービス		
1 身体介護 2 機能訓練 3 療養管理		
1 日常生活支援 2 創作活動 3 入浴サービス 4 給食サービス		

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
介護 給付	施設入所支援	入所施設で夜間や休日に、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。	障害者総合支援法第5条、第19条、第28条	・障害支援区分4以上 (50歳以上は障害支援区分3以上) ・通所困難な自立訓練および就労移行支援受給者
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練等を行う。		地域活動を営む上で、一定の支援が必要な障害者
	就労選択支援	就労移行支援もしくは就労継続支援を受けること、または通常の事業所に雇用されることについて、短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識、能力の評価、就労に係る情報の提供及び助言その他の支援を行う。		・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者 ・現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
	就労移行支援	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、又は求職に関する支援等を行う。		・通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者 ・通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長もしくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者
	就労継続支援 (A型、B型)	生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 ・A型…雇用契約に基づく継続的な就労が可能な者 ・B型…一般企業の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者		・通常の事業所に雇用されることが困難な者 ・通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長もしくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事務所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。		就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者

給付内容	申請手続	備考
1 住居の提供 2 日常生活援助 3 日常生活上の相談支援	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書（写）のいずれか (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者のみ ※3 (5)は難病等患者のみ	

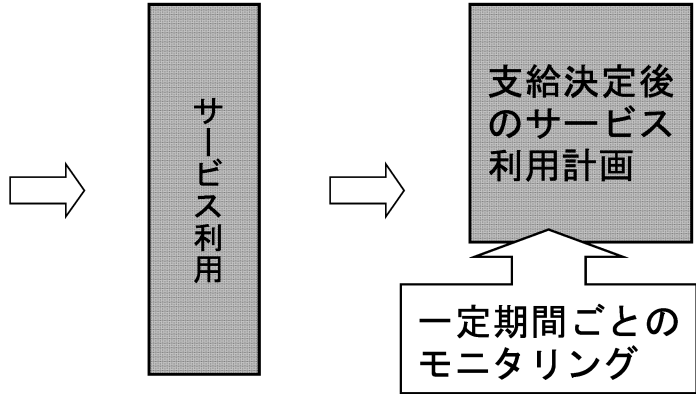
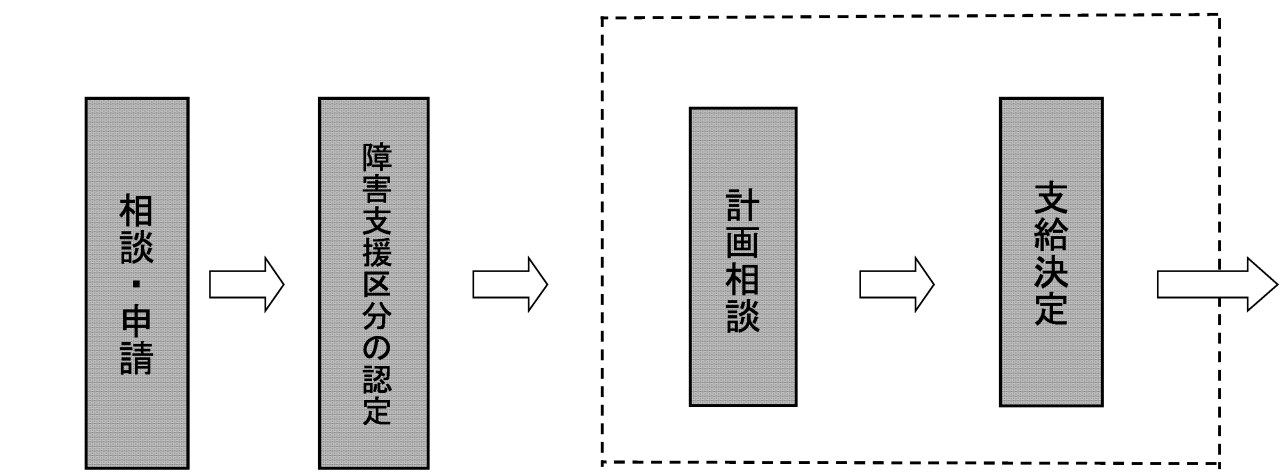
	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
訓練等給付	共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談行う。		- 身体、知的、精神障害者、難病等患者で、介護や日常生活上の援助が必要な者 - 身体障害者の場合は65歳未満に限る（65歳到達以前に障害福祉サービスの利用を開始した者を含む）
	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。	障害者総合支援法第5条、第19条、第28条	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のために居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、支援を要する者
相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所・入院している障害者について、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための相談そのほか必要な支援を行う。	障害者総合支援法第5条、第51条の5、第51条の13	- 障害者支援施設、のぞみの園に入所、精神科病院に入院している障害者 - 保護施設（救護施設・更生施設）に入所している障害者 - 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）に入所している障害者
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他の必要な支援を行う。		- 単身で生活する障害者 - 家族等と同居している障害者のうち、障害、疾病等のため、障害者に対して同居者による緊急時の支援が見込めない障害者
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するため、サービス等利用計画案の作成、利用状況の検証、計画の見直しなどを行い、障害者の自立した生活を支えるとともに、課題解決や適切なサービス利用のためケアマネジメントを行う。	障害者総合支援法第5条、第51条の16	- 障害福祉サービスを申請した障害者（障害児） - 地域相談支援を申請した障害者

給付内容	申請手続	備考
1 住居の提供 2 日常生活援助 ・非課税世帯・生活保護世帯については、家賃補助制度有（H23年10月改正／月額10,000円まで）	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書（写）のいずれか (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者のみ ※3 (5)は難病等患者のみ	
居宅で生活する障害者が地域生活を継続する上で必要な情報の提供、助言並びに相談等の支援及び関係機関や地域住民との連絡調整等を行う		
- サービス等利用計画案の作成 - サービス等の利用状況の検証、計画の見直し等		

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援またはこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療を行う。	児童福祉法第6条の2の2、第21条の5の2、第21条の5の5	療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童
	放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行う。	児童福祉法第6条の2の2、第21条の5の2、第21条の5の5	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）または専修学校等に就学している児童
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援を行う。		重度の障害の状態その他これに準ずる状態であり、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。		保育所その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要であると認められた障害児
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するため、サービス等利用計画案の作成、利用状況の検証、計画の見直しなどを行い、障害児または保護者の生活を支えとともに、課題解決や適切なサービス利用のためのケアマネジメントを行う。	児童福祉法第6条の2の2、第24条の25	・障害児通所支援を申請した障害児

給付内容	申請手続	備考
1 日常生活上の療育訓練	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書（写）のいずれか (3) 特定疾患医療受給者証（写） (4) 診断書等 ※1 (2)は治療を受ける児童のみ ※2 (3)は難病等患者のみ ※3 (4)は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証のいずれも所有していない者のみ	
1 生活能力の向上のための療育訓練 2 社会との交流のための支援		
居宅を訪問しての 1 日常生活上の療育訓練 2 医療ケア 3 生活能力の向上のための療育訓練 4 社会との交流のための支援		
1 集団生活適応のための必要な支援		
・サービス等利用計画案の作成 ・サービス等の利用状況の検証、計画の見直し等		

障害福祉サービス等利用の流れ



4) 割引・減免事業

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
市有施設の入園料等の減免	障害者の経済的負担を軽減し、社会参加を促進し、もって福祉の増進を図る。	市条例 H8. 4. 1	1 身体障害者手帳所持者 2 療育手帳所持者 3 精神障害者保健福祉手帳所持者等
NHK放送受信料の免除に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。	日本放送協会放送受信料免除基準 H13. 2. 1	1 全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者の世帯で、市民税非課税世帯 2 半額免除 (1) 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者で契約者 (2) 世帯主が身体障害者手帳を所持する1級または2級障害者で契約者 (3) 世帯主が療育手帳を所持するA1判定された者で契約者 (4) 世帯主が精神保健福祉手帳を所持する1級障害者で契約者
長野ケーブルテレビ（INC）利用料の減免に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。	H5. 12	1 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者で契約者 2 世帯主が身体障害者手帳を所持する障害の程度が1～2級の肢体不自由者又は1級の内部障害者で契約者
a v i sケーブルインターネット利用料の減免に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。		1 契約者が身体障害者手帳を所持する視覚・聴覚障害者 2 契約者が身体障害者手帳を所持する障害の程度が1～2級の肢体不自由者又は1級の内部障害者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
対象となる施設 ながのこども館 長野運動公園 戸隠スキー場 エムウェーブ 市民プール 茶臼山動物園 博物館 サンマリーンながの プラネタリウム テニスコート 真田宝物館 北部スポーツ・レク 松代藩文武学校 リエーションパーク 他	施設の入場窓口に手帳を提示する	減免率は施設により異なる
NHK放送受信料の減免 全額免除又は半額免除 免除金額のお問い合わせはNHK長野放送局 TEL 291-5207へ	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳 (2) 印鑑 (3) 課税証明書（転入者の場合）	証明を受けた受信料免除 申請書は申請者がNHK長野放送局へ提出する
半額免除 金額についての問い合わせは INC長野ケーブルテレビ TEL 233-1713へ	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 印鑑	証明を受けた利用料免除 申請書は申請者がINC長野ケーブルテレビへ提出する
月額利用料減額 金額についての問い合わせは ㈱電算インターネットサービス部 フリーダイヤル 0120-55-1475	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 印鑑	証明を受けた利用料減免 申請書は申請者が㈱電算インターネットサービス部へ提出する

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免に係る同一生計証明	自動車所有の身体障害者世帯等の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。		1 自動車税（種別割） 45,000円まで減免される。これを超える場合は差額分を納付。 排気量2.5リットル以下の自家用乗用車は、自動車税（種別割）額が45,000円以下のため、全額減免される。 2 自動車税（環境性能別） 250万円×税率（税率3％の場合は75,000円、2％の場合は50,000円、1％の場合は25,000円）を上限に減免される。 取得価額が250万円以下の自動車の場合は全額減免される。
有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引	割引により障害者の経済的負担を軽減し、社会参加を促進し、もって福祉の増進を図る。		1 対象者 (1) 障害者ご本人が運転される場合 身体障害者手帳の交付を受けられている方のみが対象。 (2) 障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、 <u>重度の障害</u> ^(注) をお持ちの方が対象。 (身体障害者手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障害をお持ちの方は、障害者ご本人で運転される場合も対象。) (注) 重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲。

給付内容			申請手続			備考									
1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所															
2 減免となる対象条件及び障害の程度															
規定要件															
A 身体障害者等が所有し自ら運転するもの															
B 障害児者と生計を同一にする者が障害者のために運転するもの															
C 障害者が独居等の場合、常時介護者が障害者のために運転するもの															
上記A B C別	該当障害者	視覚	聴覚	平衡機能	音声機能	上肢不自由	下肢不自由	体幹	脳原性上肢	脳原性移動	内 部	免疫機能障害	知的障害者	精神障害者	→ ・B・Cは介護者が自動車を運転する場合、同一生計の証明又は日常介護者の証明が必要（軽自動車税については同一生計の証明は不要）。 ・音声機能障害は喉頭摘出による場合に限る。 ・軽自動車の場合は音声機能3級・脳原性移動機能障害4～6級についてはB・Cにも対象。精神障害者については、自立支援医療（精神通院）制度を受給していることが必要。
A	級	1 ＼ 4	2 ・ 3	3	3	1 ・ 2	1 ＼ 6	1・2 3 5	1 ・ 2	1 ＼ 6	1 ＼ 3	1 ＼ 3	A 1 ・ A 2	1	
B ・ C	級	1 ＼ 4	2 ・ 3	3		1 ・ 2	1 ＼ 3	1 ＼ 3	1 ・ 2	1 ＼ 3	1 ＼ 3	1 ＼ 3	A 1 ・ A 2	1	
1 割引き金額 通常料金の半額を割り引く。 本割引の適用を受ける場合、重複して起用されない割引があるため注意が必要。			1 申請先 ・オンライン申請受付サイト https://www.expressway-discount.jp （ETCをご利用の場合のみ。マイナンバーカードが必要。） ・障害福祉課、または福祉政策課篠ノ井分室、または下記の支所 豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条			2 必要書類等			車は1台のみ登録（個人名義のみ） 介護者が運転する場合、本人が同乗していなければならない						
書 類 名			手続き内容						必要なケース						
			事前申請において 自動車を登録する場合			事前申請において 自動車を登録しない場合									
			新規	変更	更新	新規	変更	更新							
障害者ご本人の手帳			○	○	○	○	○	○	常に必要						
手帳に自動車登録番号又は車両番号の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等 （注1）			○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合						
割賦契約書又はリース契約書			○	○	○	×	×	×	割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合						
ETCカード（注5）			○	○ （注2）	×	×	×	×	ETC無線運行（ノンストップ走行）される場合						
ETC車載器セットアップ申込書・証明書等 （注6）			○	○ （注3）	×	×	×	×	ETC無線運行（ノンストップ走行）される場合						
運転免許証またはマイナ免許証（注7）			○	×	×	○	×	×	障害者ご本人が運転される場合						
（注1）「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、電子機器等により車検証情報を確認 （注2）カード名義、番号を変更する場合のみ （注3）車載器を変更する場合のみ （注4）前回申請時から変更しない場合のみ （注5）未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のものも対象 （注6）ETC車載器の管理番号が確認できるもの （注7）マイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリで読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショットまたは印刷も可）を提示															

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
運賃割引 航空運賃割引 タクシー運賃割引	詳しくは長野市障害福祉サービスガイドをご覧ください。		
いこいの家（老人憩の家）利用料の免除 障害者スポーツ大会・講習会の開催 障害者ライブラリー（市立長野図書館） 税金の控除 家庭ごみ処理手数料の減免	詳しくは長野市障害福祉サービスガイドをご覧ください。		

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考

5) 障害者福祉施設・事業所

	名 称	目 的	準拠法
1	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設	身体障害者福祉法第31条 長野県障がい者福祉センター 条例 H10. 3. 30
			身体障害者福祉法第31条 長野市障害者福祉センターの 設置及び管理に関する条例 S 57. 3. 30
2	指定障害福祉サービス事業所 (居宅系サービス)	居宅における生活支援や、日中活動の支援、住居支援など障害福祉サービスに係る給付等を行うことにより、障害者の福祉の増進を図る。	障害者総合支援法 第5条
3	〃 (日中活動系サービス)		
4	〃 (居住支援サービス)		
5	指定障害者支援施設		
6	障害児支援施設	障害児に対し、身近な療育の場として児童発達支援を提供する。	児童福祉法 第6・7条
7	児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設として、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。	児童福祉法43条
8	地域生活支援事業所	県および市が、地域の実情に応じて、障害者への相談や情報提供、社会との交流促進ほか必要な援助を行う。	長野市障害者地域生活支援事業実施要綱 H18.10. 1

内 容	申請・問合せ先	備 考
A 型（県が設置）： 更生相談、機能訓練、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成、職員に対する研修等	県障害者福祉センターサンアップルへ TEL 295-3111 1 開館時間 火～土 9～21時 日・祝 9～17時 2 休館日 月曜、毎月第 2 火曜、祝日の翌日、保守点検日、年末年始、その他所定の日	P 179～ 施設一覧参照
B 型（市または社会福祉法人が設置）： 創作的活動等機会の提供、社会との交流の促進、機能回復訓練等	市障害者福祉センターへ TEL 226-4884 1 開館時間 9～22時 2 休館日 月曜、祝日の翌日、年末年始、その他所定の日	
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 相談支援事業所 P 76～83参照	
療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助		
短期入所・共同生活援助・宿泊型自立訓練		
その施設に入所する障害者につき、主として夜間において介護、相談等日常生活上の支援施設入所支援を行なうとともに、施設入所支援以外の施設障害者福祉サービス（生活介護、自立訓練及び就労移行支援）を行なう。		
通所支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 入所支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設		
障害児通所支援事業・子育て支援・研修事業・相談支援事業等	「にじいろキッズらいふ」 TEL 219-3780 こども発達支援センター Bee TEL 259-6677	P 181～ 施設一覧参照
相談支援事業所 コミュニケーション支援事業所 地域活動支援センター 移動支援事業所	P 64～67参照	P 179～ 施設一覧参照